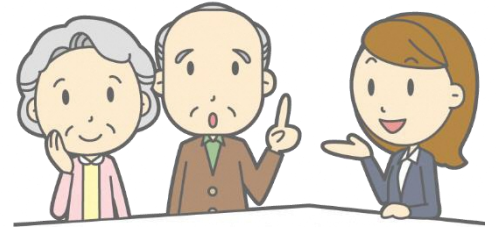
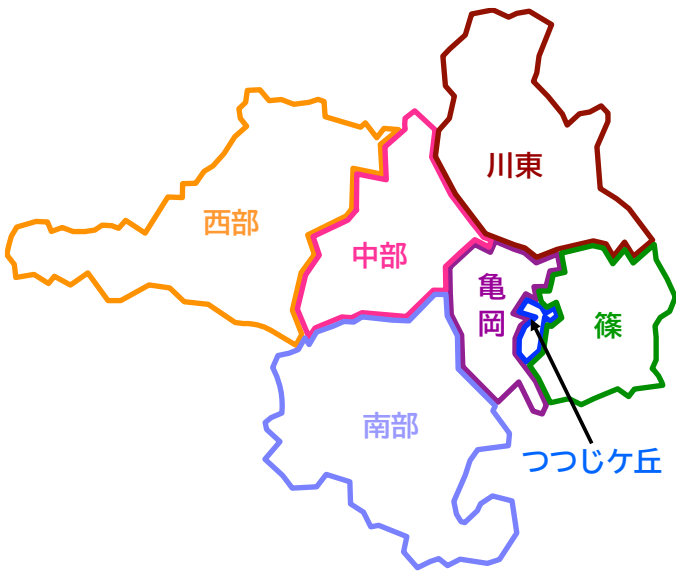


日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、地域包括ケアシステムの基礎となる圏域の考え方で、必要なサービスをおおむね 30 分以内に受けられる範囲のことです。

すべての高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象のサービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、日常生活圏域を設定しています。

第9期計画では、第8期計画に引き続き7つの地域包括支援センターの圏域をそれぞれ日常生活圏域として設定します。



【地域包括支援センター一覧】

| 圏域名 | 町名・地区名 | 包括名称 |
|-------|----------------------|-----------------|
| 亀岡 | 亀岡地区 | 亀岡地域包括支援センター |
| 南部 | 東別院・西別院・曾我部 | 南部地域包括支援センター |
| 中部 | 吉川・蘆田野・大井・千代川 | 中部地域包括支援センター |
| 西部 | 本梅・畑野・宮前・東本梅 | 西部地域包括支援センター |
| 川東 | 馬路・旭・千歳・河原林・保津 | 川東地域包括支援センター |
| 篠 | 篠 | 篠地域包括支援センター |
| つつじヶ丘 | 東つつじヶ丘・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘 | つつじヶ丘地域包括支援センター |

亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課

京都府亀岡市安町野々神8番地

☎0771-22-3131(代表)